

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第 6 章 通 関			第 6 章 通 関		
第 1 節 一般輸出通關			第 1 節 一般輸出通關		
<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p>					
(1) (省略)			(1) (同左)		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び 外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管 理令 (昭和 24 年政令第 378 号)	第 1 条第 1 項 ((輸出の許可)) 第 2 条第 1 項 ((輸出の承認))	第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の 規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた 経済産業局長がそれぞれ発行した 輸出許可証又は輸出承認証 第 11 条(権限の委任)の規定により 経済産業大臣から権限委任を受けた 税関長が発行した輸出承認証	イ. 外国為替及び 外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管 理令 (昭和 24 年政令第 378 号)	第 1 条第 1 項 ((輸出の許可)) 第 2 条第 1 項 ((輸出の承認))	第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の 規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた 経済産業局長がそれぞれ発行した 輸出許可証又は輸出承認証 第 11 条(権限の委任)の規定により 経済産業大臣から権限委任を受けた 税関長が発行した輸出承認証
(ロ) 外国為替令 (昭和 55 年 政令第 260 号)	第 6 条第 2 項 ((支払等の許可 等)) 第 8 条第 2 項 ((支払手段等の 輸出入の許可)) 第 17 条第 2 項 ((役務取引の許 可等))	第 6 条第 2 項の規定により財務大 臣又は経済産業大臣が発行した許可 証 第 8 条第 2 項の規定により財務大 臣又はその事務委任を受けた税関長 が発行した輸出許可証 <u>第 17 条第 2 項の規定により経済産 業大臣が発行した特定記録媒体等輸 出等許可証</u>	(ロ) 外国為替令 (昭和 55 年 政令第 260 号)	第 6 条第 2 項 ((支払等の許可 等)) 第 8 条第 2 項 ((支払手段等の 輸出入の許可))	第 6 条第 2 項の規定により財務大 臣又は経済産業大臣が発行した許可 証 第 8 条第 2 項の規定により財務大 臣又はその事務委任を受けた税関長 が発行した輸出許可証
ロ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. (同左)	(同左)	(同左)
(2) (省略)			(2) (同左)		